

奥積雅彦（総務省統計研究研修所教官）

統計に関わりのあった明治期の警察官僚 佐和正

佐和 正 さわ ただし
(1844-1918)



弘化元年（1844年）仙台生まれ。藩校・養賢堂で学ぶ。弾正台（太政官に設置された警察機関・のちに司法省に合併）、司法省を経て、明治7年（1874年）、新たに設立された、東京警視庁に入り、川路利良（大警視（警視總監に相当））に仕え、明治12年、川路大警視欧州差遣に随行、明治18年、伊藤博文清国差遣に随行、その後、内務省勤務を経て青森県知事に。

【参考資料】、【写真】：大岡力「地方長官人物評」（国立国会図書館デジタルコレクション）

1 はじめに

統計局刊行の統計史に関する情報収集をしていたとき、たまたま、岩倉規夫（元国立公文書館長）執筆の『総理府統計局百年史資料集成』の刊行を喜ぶ」（雑誌「統計」昭和48年1973年7月号所収）に出会い、その記事から総理府統計局百年史資料集成に佐和正が登場していることを知りました。これも何かの縁と思い、佐和正と統計との関わりについて調べてみましたので、その結果を紹介します。

2 政表掛会議のスタート

総務省統計局の前身となる組織は明治4年（1871年）に太政官に政表課がスタートしたのが始まりです。太政官政表課の主要業務は、総合統計書（日本政表など）の編纂でした。明治8年9月太政官の機構改革により政表課は五科政表掛となり、杉亨二は、これを機に上申を行い、大蔵省統計寮、内務省戸籍寮と政表掛の合併を要望しました（「政表課誌」明治8年10月）。これは実現しませんでした、各省の担当者を集める会議「政表掛会議」を設けることとなり、明治9年6月に第1回会議がスタートしました（明

治10年3月まで開催）。総合統計書の編纂に際しては、各省との連携調整が必要となることは想像に難くないところであり、こうした会議はできるだけしてできたように思います。

政表掛会議は、外務・内務・大蔵・工部・司法の5省の主任で構成され、その趣旨は「政表取調方法は主として各庁担任の事務を講究するは勿論なれども政表は国家人民一般の所行所業上に於て現出するところの事実を探討し、其利害得失を表章することを務むるが故に此に会する各庁政表掛の官員は一偏に拘泥することなく互に協議して広く事実を彙集弁明すべき事」とされています（第五科政表掛会議規則第1条）。

●第五科政表掛会議規則

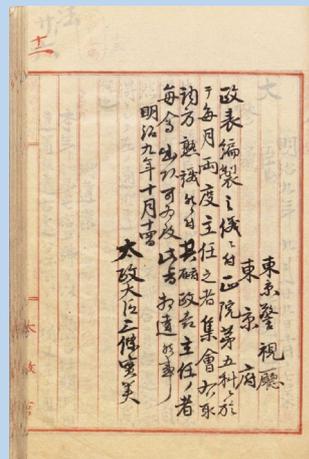
第五科政表掛会議規則
 第一条 政表取調方法ハ主トシテ各庁担任ノ事務ヲ講究スルハ勿論ナレトモ政表ハ国家人民一般ノ所行上ニ於テ現出スル所ノ事実ヲ探討シ其利害得失ヲ表章スルコトヲ務ムルカ故ニ此ニ会スル各庁政表掛ノ官員ハ一偏ニ拘泥スルコトナク互ニ協議シテ広ク事実ヲ彙集弁明スヘキ事
 第二条 政表編製既ニ成リ上申刊行スヘキ者ニ各員ノ覽閱ニ供シ各員精密ニ之ヲ点検シテ檢了ノ印ヲ押スヘシ
 但シ異見アルモノハ符箋ヲ以テ之ヲ述フヘキ事
 第三条 取調ノ条件ハ大略別冊規程第八款ノ如ク定ムト雖モ其緩急順序及ヒ細目ニ至リテハ各員ノ熟識ニ依リ參酌商量スヘキ事
 明治九年七月四日追加
 第四条 會議中一議未タ終ラサレハ又他ノ議ニ及フ可カラズ
 第五条 各寮局等ノ政表取調事務ニ関係スル官員ハ出席勝手タルヘシ
 第六条 會議ハ毎月第一及ヒ第三ノ火曜日午前十時ヨリ始ムル事
 第七条 毎会決議ノ条件ヲ報告スル事
 九年十一月二十一日追加
 第八条 議事両端ニ分カルル時ハ多数ニ決スル事

【画像】総理府統計局百年史資料集成 第一巻 総記 上

3 政表掛会議へのメンバー追加

明治9年（1876年）10月から警視庁及び東京府の主任が政表掛会議のメンバーとして追加されました。

●政表会議へ警視庁及び東京府政表掛出頭候様御達相成度伺



【画像】国立公文書館デジタルアーカイブ

4 政表掛会議に警視庁から参加した佐和正

明治9年(1876年)10月に政表掛会議のメンバーが追加されることとなり、同日の会議に警視庁から佐和正が参加しています(佐和正の出席は同日のみ)。当日の会議の記録によれば、警視庁関係では「賊を調べること」(生国郡、年齢、職業、配偶関係、賊をなす原因等、初犯・再犯の別)、「自殺を調べること」(生国、年齢等、自刃首縊身投等、自殺の原因)について毎月警視庁より出すことに決しました。同日の会議議事録をみると、杉亨二(太政官)と佐和正(警視庁)のやりとりが記録されています。

●明治9年(1876年)10月17日の政表掛会議 記録

○十月十七日

岡谷繁実 川本清一
 警視 佐和正 池田徳調
 橋井之彦 田口孝昌
 進藤定興 敷山 茂
 多瀬正奇

当日議事ノ所ノ条件左ノ如シ
 一戸籍ノ年令ヲ調フルニ出生セル月ヨリ十二月ニ当ル月ヲ全ク経過セシ後ヲ以テ満一年ト計算スル事
 右ハ全国ニ御布告ナレハ一定ノ調ナリ難カルヘキヲ以テ之ヲ上申スルハ戸籍局ニ於テ再議スルコトニ決ス
 一僱仰ノ宗旨ヲ調フル事
 右ハ戸籍局ニ於テモト然レトモ急ニ施行シ難キヲ以テ之ヲ著手スルハ他日ニ附スルコトニ決ス

一賊ヲ調フル事
 生国郡 年令 職業 夫婦者カ独身カノ區別
 宗旨 族籍 賊ヲ為ス原因

一初犯再犯以上ノ區別
 一自殺ヲ調フル事
 生国年齢等前同 自刃首縊身投等
 自殺ノ原因

右二条ハ警視庁ヨリ毎月ノ調書ヲ出スコトニ決ス
 一自殺若シテ他日ニ附スル事
 一出生若シテ他日ニ附スル事
 一出生 年齢 往先ノ地 帰リシ者
 芸妓娼妓其外別
 右ハ東京府ヨリ毎月ノ調書ヲ出スコトニ決ス

【画像】総理府統計局百年史資料集成 第一巻 総記 上

種々ニ為ストキハ却テ混雜ヲ生スベシ先ツ生國ト定メシ
 然リ生國ト定ムル可トセシ
 一國ノ中都会ノ地、其名ヲ拳テ他ハ其國名ヲ拳ルヲ可トセシ
 世良 武蔵ノ内東京ヘ之ヲ東京ト拳テ他ハ武蔵トスルガ如シ
 岡谷 管ヲ羽倉用九朝上州ノ國貞忠次ノ伝ヲ書キテ賊業ト其生國ノ
 地形ト相関スルノ理ヲ説ケリ蓋シ是ノ如キ道理モアルコトナ
 ラン

杉 盜賊ハ風儀ノ政表ニ係ル者ナリ
 又 歐羅巴古來ノ説ニ自殺ハ其本人ノ心ノ儘ニテ他ヨリ抑制スベ
 カラサル者アリ其証ハ之ヲ為ス仕方人ゴトニ異ニシテ或ハ屠
 腹スル者アリ入水スル者アリ首ヲ縊ル者アリ則チ然ル所以ノ
 理得テ知ル可シト然ルニ近來ハ此説ヲ以テ非ナリトス其訳ハ
 昔日ハ屠腹ヲ以テ自殺スル者多カリシガ中頃ニ至リ入水スル
 者漸ク又近頃ニ及ンデハ首ヲ縊ル者頗ル少ナリ是ニ由テ
 觀ルトキハ死者ノ心ニモ勉メテ苦痛ノ少ナカラシ仕方ヲ求ム
 ルコト明カニシテ隱微ノ際ニ本人ノ心ヲ制スル者アルモ亦知
 ルベシ然ラバ本人ノ心ノ儘ニテ自由ナル者トスルハ非ナ
 リト云ヘリ

佐和 成程夏ハ首縊リ少ク入水多ク冬ハ之ニ反対スルニ據テ考フレ
 バ死者ノ心ニモ勉メテ苦痛ノ少ナカラシコトヲ欲スルコト明
 カナリ

杉 自殺ノ仕方ハ右ノ如ク時世ニ因テ變遷スル者ニエ一方ニノミ
 注意スレバ或ハ脱漏ヲ致スノ弊テリ故ニ直シク全面ニ注意シ
 テ予メ脱漏ノ弊ヲ防クベシ又人ノ自殺スル原因ハ何ニ在ルカ
 私ハ多ク貧窮ヨリ生スル者ト考フ蓋シ其原因明カナルニ及ハ

佐和 隨テ之ヲ政表スル方ヲ設クルコトモ得ベシ即チ多ク酒ヨリ
 起ラバ酒稅ヲ重クスルガ如キ是ナリ
 自殺ヲ脱漏ナク調フルコトハ平常周密ニ注意スレバ容易ニ出
 来ベキコト思ヘル

杉 賊ノ再犯スル者英吉利ハ百人中二十人ハ西國ハ百人中九十
 人アリト云フ以テ兩國人民ノ氣象ヲ見ルニ足レリ又私ガ考
 ルニ方今日日本ニテハ或ハ百人中七八十人ニ至ランカ
 博奕ハ如何

佐和 警嚴密ナルコト博奕ハ大ニ減少シタリ然レトモ近來博奕ニ類
 似セル者ノ種々ニハ警視庁ヲ殆ンド當惑ス則チ王突取除無
 尽空米相場ノ類是ナリ

..... (略)

【画像】総理府統計局百年史資料集成 第一巻 総記 上

●明治9年(1876年)10月17日の政表掛会議 議事録

杉 警視庁委員佐和ニ向テ曰ク是迄警視日報ヲ新聞ニ記載セルル、
 ニ掲レバ警視庁ニテハ盜賊ノ數ハ大抵明白ニ御取調ニ相成レ
 ルコト知ラル然レトモ盜賊ニ就テハ生國ノ知ルルヲ以テ足
 レリト為スベカラズ因テ向テハ盜賊ノ生國年齢父母妻子ノ有
 無及ビ職業等ヲ明細ニ御取調ベニ相成ラントトテ要ス蓋シ此
 等ヲ取調フレバ盜賊ヲ為ス者ノ素性明白ニナリテ隨テ之ヲ救
 済スルノ道ヲ立ルコトモ得ベシ

又 歐羅巴ノ実験ニ因レハ盜賊ハ多ク独身者ニ在リ又私ノ考ヘニ
 当今日本ニテ賊ヲ働ク者ハ必ず浮々職業ノ者ニ多カラシ
 賊業ハ大ニ年令ト関係スル者ナリ是迄ノ実験ニテハ二十歳ヨ
 リ三十歳位迄ニ多クシテ十七八歳或ハ六十歳位ノ者ニハ少シ

杉 又 近頃(ルヂーム)ノケイテレト云フ人ノ説ニ盜賊ノ業ハ人間
 社会ノ準イテキル者ナリ他ノ悪業ハ或ハ壯年以下ニ耳アリテ
 壯年以上ニハ絶テナキ者アリ或ハ壯年以上ニ耳アリテ壯年以
 下ニハ絶テナキ者アリテ幼壯老何レノ人ニ就テモ之ヲ見ルト
 云フハ決テアルコトナシ然ルニ賊業ハ幼者ニモ之ヲ見ル者
 ニモ之ヲ見老若ニモ之ヲ見ル則チ賊業ハ人間社会ヲ串イテキ
 ル者ト謂フベシト又同人ノ説ニ賊ヲ為ス心ハ男モ女モ同様ニ
 発作スル者ナレトモ男女ノ間ニ其數ノ多少ヲ現ズルハ其筋力
 ノ強弱ニ由ル耳然レトモ此ノ如キ論ニ據テ取調方法ヲ設ク
 ルコトハ迎モ今日行届キガタキニ先ツ前ニ申述タル簡条大
 ヲ明細ニ調ベテコトヲ要ス若シ之ヲ出来セバ速ニ内閣へ出ス
 ベシ

佐和 成程右ノ如キ道理ハ是迄心附カザリキ而シテ今杉君ノ仰ラレ
 シ簡条ヲ調フルコトハ容易ナルベシ生國等ヲ調フルハ最モ容
 易ナリ

杉 政表ハ突ラ得ラ主トス然ルニ是迄ノ生國ニハ本國ハ三河ト
 ヲ云フガ如ク先祖ノ出テ生國ヲ稱スル風アリ則チ之ヲ正サヤ
 ベカラズ且之何國何郡ト生レシ地ノ郡迄モ拳ルコトトセバ
 尚一層可ナルベシ

岡谷 郡マデトセテ却テ繁雜ニ陥リ誤ラ生スル本サラン故ニ生國ト
 為スベシ

杉 賊業ハ大ニ其土地ノ氣候ニモ関係ス故ニ其賊ノ育チシ土地ヲ
 拳ルコトトセカ蓋シ人ノ其土地ニ生長スルハ猶樹木ノ其土
 地ニ生長スルガ如シ

【画像】総理府統計局百年史資料集成 第一巻 議事録

5 雑感

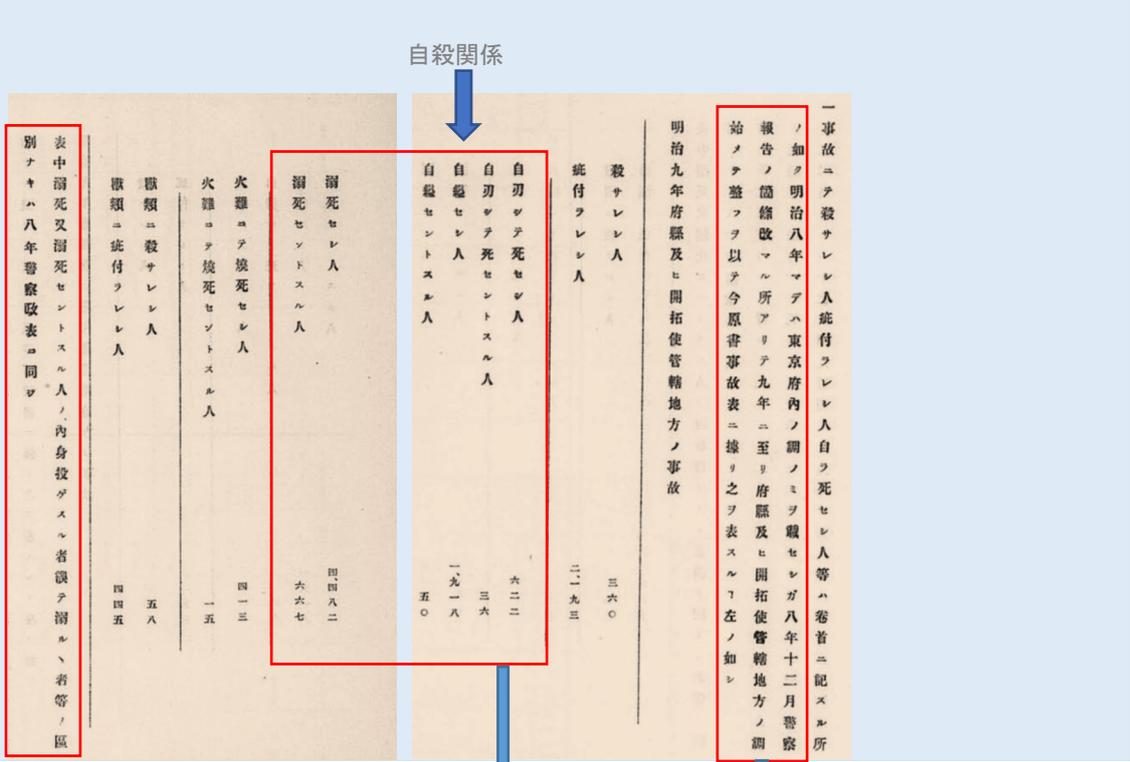
黎明期における統計行政の分野で、組織間の事務について調整の必要が生じることは、普通に想像できます。統計行政の発達の中で、事務事業等が安定するまでは紆余曲折があったと考えられます。また、分散型の統計機構のもとでは、いかに、省庁間の調整機能が大切かということを実感しました。また、今回の調べもので、総合統計書における警察関係の統計の整備で佐和正が関わったことを後世に伝えたいと思います。ちなみに、「明治九年 日本政表 警察の部 (明治12年12月発行)」(【別記】参照)をみると、明治八年日本政表 (明治12年2月発行)までは自殺に関する統計は東京府のみ掲載されていましたが、明治九年日本政表では地方別の統計が掲載されており、警察官僚である佐和正が参加した明治9年(1876年)10月の政表掛会議が契機となり、総合統計書における警察関係の統計の充実が図られたとも考えられます。

【あがき】
 佐和正は、川路利良述「警察手眼 しゅげん」(1876年)の校閲を担当しています。同書は警察官に対する訓話、語録をまとめたもので、特に「声無きに聞き 形無きに見る」は警察関係者にはよく知られているようです。このフレーズは、はからずも統計をみる上での分析力の重要性和共通するものと感じました。

【別記】

明治九年府県及び開拓使管轄地方の事故

【画像】明治九年 日本政表 警察の部（明治12年12月発行）（総務省統計図書館蔵書）



表中溺死せんとする人の内身投げする者誤って溺るる者等の区別なきは八年警察政表に同じ

明治八年までは東京府内の調しらべのみ載せしが…九年に至り府県及び開拓使管轄地方の調しらべ始めて整うをもって今原書事故表に抛り表すること左の如し

| | |
|----------|-------|
| 自刃して死せし人 | 622 |
| 自刃せんとする人 | 36 |
| 自縊して死せし人 | 1,918 |
| 自縊せんとする人 | 50 |
| 溺死せし人 | 4,482 |
| 溺死せんとする人 | 667 |

- ・自刃(じじん): 刀剣を用いて自分の生命を絶つこと
- ・自縊(いし): 首吊り死

【参考】日本政表における本邦自殺統計の来歴

統計集誌(351)に、高橋二郎「本邦自殺統計の来歴」が所収されており、そのポイントをここに紹介します。

| | 来歴 |
|--------------------------------|---|
| 明治七年 日本政表 警察の部 (明治10年9月発行) | 自殺統計は警視庁より差出せる調書により東京府の分のみを掲ぐ ※「明治7年1月に至り警察事務は内務省の所管に属し府県の調書漸く集まり太政官政表課において始めて三府二十県の賊難に係る事故を表章することを得たる」旨の記述あり。 |
| 明治八年 日本政表 警察の部 (明治12年2月発行) | 同上 |
| 明治九年 日本政表 警察の部 (明治12年12月発行) | 始めて府県開拓使の数を調ぶ ※自刃と縊死を別掲、溺死も別掲。 ※「内務省より上申せる府県開拓使の調書による」の記述あり。 ※男女別表章なし、琉球を欠く。 |
| 明治十年 日本政表 警察の部 (明治13年5月発行) | 前年同様 ※西南の乱により、鹿児島島の全データ、大分県・熊本県の特定月のデータを欠く。琉球を欠く。 |
| 明治十一年 日本政表 警察の部 (明治14年3月発行) | 始めて男女別を調ぶ ※東京府は、先行して明治7年から男女別に調べていた |

【注】「明治六年 日本政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聴訟ノ部 警保ノ部」(明治9年3月発行)では東京府下における、変死者の数のほか、邏卒らそつ(警察官)に救われし者で「溺死せんとする者」、「自縊せんとする者」、「自殺自刃せんとする者」などの数の掲載あり。